

ストックホルム条約 (POPs条約) の規制物質追加に対する対応

平素は三菱電機三相モータをご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の第12回条約国会議 (COP12) において、規制物質として3物質の追加が決定しました。
つきましては、三相モータの対応について下記の通りお知らせいたします。

記

1. 概要

2026年12月16日以降に欧州へ輸出する三相モータがPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の規制対象となります。

POPs条約に適合しない旧型の製品は、2026年12月16日以降より欧州への輸出ができなくなる見込みです。欧州へ輸出する場合は、規制に対応した機種への切り替えを進めて頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、第 11 回条約国会議 (COP11) にて追加された規制物質（デクロランプラス、メトキシクロル、UV-328）の対応については、セールスとサービス No. 413 をご参照ください。

〈追加規制物質〉

追加規制物質は以下の通りです。いずれも POPs 条約の付属書 A (廃絶) に分類されます。

なお、【】内は主な用途を示します。

- (1) クロルピリホス (CPC) 【殺虫剤】
- (2) 中鎖塩素化パラフィン (MCCPs) 【難燃剤】
- (3) 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) 【加工助剤、界面活性剤】

2. 対象機種

POPs 条約の規制対象となる製品本体に CE マーキングを表示している機種を表 1 に示します。

表 1 対象機種※

シリーズ名	形名
スーパーラインプレミアムシリーズ	SF-PR-RU 形
同期リラクタンスモータ	RF-SR-G1 形
ベクトル制御専用モータ	SF-V5RU 形

※表 1 記載のシリーズ・形名以外の特殊品も含みます。

3. 対応について

2026 年 9 月生産分より、適合品に完全移行いたします。

2026 年 12 月 16 日以降に欧州への輸出を予定している場合は、2026 年 9 月以降生産分のモータにて対応をお願いいたします。

また、本対応に伴う製品の機能・性能の変更はございません。

以上

発行 日付	2026年7月	件 名	ストックホルム条約 (POPs条約) の規制 物質追加に対する対応	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14 Tel (052) 721-2111大代表
----------	---------	--------	--------------------------------------	--